

議案第九号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区営住宅条例の一部を改正する条例

港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「若しくは」を「、」に改め、「」の下に「若しくは本人とともに港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号）第九条の二第一項に規定するみなとマリアージュ制度を利用する者（以下「みなとマリアージュ制度の相手方」という。）」を加え、同項第二号中「」の下に「又はみなとマリアージュ制度の相手方」を加え、同条第二項中「親族」の下に「又はみなとマリアージュ制度の相手方」を加える。

第十条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人が連署する」を削り、同号ただし書を削る。
第三十五条第三項中「年五パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第四条の規定による使用の許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された誓約書のうち、改正後の条例第四条の規定による使用の許可に係るものについては、改正後の条例第十条第一項の規定により提出された誓約書とみなす。

4 施行日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の港区営住宅条例第三十五条第三項に規定する利息については、なお従前の例による。

（説明）

みなとマリアージュ制度の導入に伴い、同居することができる者の範囲を拡大するほか、民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行による民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部改正を踏まえ、連帯保証人を不要とするとともに、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行による公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部改正に伴い、不正に入居をした場合の損害金に係る利率を変更するため、本案を提出いたします。